

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則（以下「学則」という。）第50条第3項の規定に基づき、復籍に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 復籍することができる者は、学則第50条第1項第3号の規定により除籍となった者で、除籍後2年以内の者とする。

(時期)

第3条 復籍の時期は、学期の始めとする。

(年次)

第4条 復籍の年次は、除籍時の年次とする。

(出願)

第5条 復籍を希望する者は、指定の期日までに次の各号に定める書類を学長に提出しなければならない。

(1) 願書（本学所定のもの）

(2) 健康診断書（本学所定のもの）

(選考)

第6条 選考の基準は、教育研究協議会の意見を聴き、学長が定める。

(手続及び許可)

第7条 選考の結果合格の通知を受けた者は、指定の期日までに学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める学費等を納入し、復籍に必要な手続をしなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に復籍を許可する。

(既納の学費等)

第8条 既納の学費等は、返還しない。

(単位の認定)

第9条 除籍となる前に既に修得した授業科目及び単位については、すべて認定する。

(所管)

第10条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月8日から施行する。